

第四次太宰府市地域福祉計画 (素案)

令和 4 年 3 月
太宰府市

第1章 計画の策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

1. 地域福祉計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

太宰府市（以下、「本市」という。）では、平成17年に「第一次太宰府市地域福祉計画」を策定して以降、適宜見直しをしながら地域福祉を推進してきました。

平成29年に「第三次太宰府市地域福祉計画」を策定した後、少子高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、社会的孤立やひきこもり、虐待、生活困窮等の複雑で複合的な課題を抱える人が増加しています。

国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を掲げ、社会福祉制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除へ対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりへ向けた基本方針が打ち出されました。

本市では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つに「太宰府型全世代居場所と出番構想」を掲げ、まちづくりを進めています。この構想のもと、第三次地域福祉計画の基本理念や成果、課題を継承しつつ、国の動向や新たな課題を踏まえ、今後更に変化する社会情勢への対応が可能となるような「第四次太宰府市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しています。

(2) 「地域福祉の推進」とは

「地域福祉」とは、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が互いに協力し、助け合いながら、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を築いていく取り組みのことです。

昨今、家族や地域での支え合う力の低下や、福祉ニーズの複雑多様化に伴う制度の狭間といったさまざまな課題が散見するなか、人と人とのつながりを基本として社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています（社会福祉法第4条）。

また、平成28年に改正された社会福祉法第6条に「国及び地方公共団体の責務」が明記され、住民、社会福祉事業者、社会福祉活動を行う人、行政の連携による推進が位置づけられました。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

(3) 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域福祉」（地域での支え合い、助け合いによる福祉）に関する取り組みを示します。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(4) 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

そのため、以下の「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方を踏まえ、住民、社会福祉事業者、社会福祉活動を行う人、行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

自助	個人や最も身近な家族による支え合い・助け合い	
	互助	近隣の友人や知人、親族など身近な人間関係のなかでの、自発的で制度化されていない支え合い・助け合い
共助	地域で暮らす人や地域活動・地域福祉活動を行う人、地域の施設・事業所などが決まり事を定め、地域ぐるみで組織的に協働することによる支え合い・助け合い	
公助	行政機関が保健・福祉・医療などの施策に基づいた公的な福祉サービスを提供することや、地域の福祉活動を支援することによる支え合い・助け合い	

(5) 地域福祉推進のための圏域の考え方

本市の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取り組みについて、住民一人ひとりのレベルから、隣近所や隣組、自治会、校区の範囲、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的に進めていくことが大切です。

本市においては、多様化する地域における福祉の課題に対応していくため、「自分や家族」のレベルから、市全体まで、6つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みを進めていきます。

＜地域福祉推進のための圏域の考え方＞



(6) 地域福祉をめぐる国の動向

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成 29 年に掲げ、その具体化に向け、平成 30 年 4 月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革が進められています。

更に、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、市町村において住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

また、平成 27 年の国連総会において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、17 項目の目標達成に向けて国内においてもさまざまな取り組みが進められています。

高齢者福祉・介護分野

認知症の人の増加に対する取り組みの方針として、令和元年に「認知症施策推進大綱」がまとめられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、共生と予防の両輪で認知症に関する施策を推進していくことが示されました。

また、令和 2 年の介護保険法、老人福祉法等の一部改正により、認知症施策の総合的な推進および認知症の人と地域住民の地域社会における共生や地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保などが追加されました。

児童福祉・子育て・若者分野

令和元年の国民基礎調査によると、平成 30 年時点の子どもの貧困率は 13.5%となっており、7 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状態にあると発表されています。令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築を目指して、さまざまな子どもの貧困対策が講じられています。

また、令和 3 年に内閣府より公表された、第 3 次の「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者が誰一人取り残されず、家庭・学校・地域等において安心できる居場所を多く持ちながら成長・活躍できる社会の実現の必要性が示されています。

障がい福祉分野

平成 28 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって、合理的配慮の促進が義務づけられるなど、国内外問わず差別解消のための強力な取り組みが進められています。

また、近年では、障がいのある人が社会に参画し、活躍できる社会をつくるため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

災害時支援分野

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和3年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保および災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

生活困窮者分野

平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の措置が規定されました。生活困窮の問題は、複合的な要因が関わる場合も多いことから、平成30年10月施行の改正生活困窮者自立支援法では、包括的・早期的な支援の強化等が示されました。

就職氷河期支援・孤立対策

就職氷河期世代への支援の方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において「就職氷河期世代支援プログラム」がとりまとめられました。就業に関する課題のみならず、社会とのつながり方などのさまざまな課題に直面している人への対応は、本人や家族だけでなく国の将来に関わる重要な課題とされています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、誰一人として取り残さない包括的な社会の構築が示され、孤独・孤立対策として居場所の確保やひきこもり支援などが求められています。

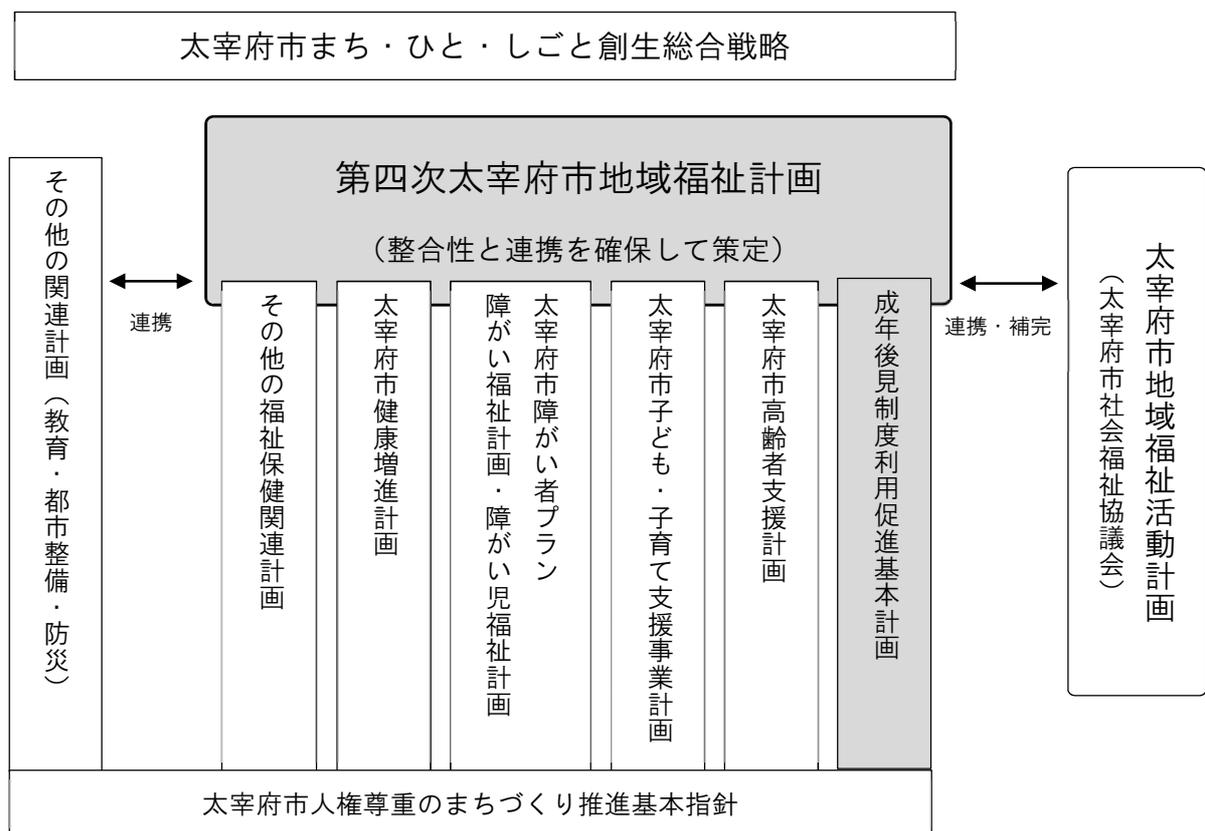
第2節 計画の位置づけ

本市では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまちづくり・ひとづくりの目標として掲げています。

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、高齢者、障がい者、児童、その他各福祉分野において策定する関連計画の上位計画としての位置づけであり、総合的な視点で地域福祉の推進を図るための計画となります。また、太宰府市社会福祉協議会が策定する太宰府市地域福祉活動計画との連携・整合を図ります。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に定める、成年後見制度利用促進基本計画を内包しています。

＜第四次太宰府市地域福祉計画の位置づけ＞



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
まち・ひと・しごと 創生総合戦略	第2次						
地域福祉計画	第四次（本計画）						
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第四次						
高齢者支援計画	第8期	第9期					
子ども・子育て 支援事業計画	第2期						
障がい者プラン	第5次						
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期 第2期						
健康増進計画							
成年後見制度 利用促進基本計画	第一次（本計画）						

第4節 計画の策定体制と方法

①既存資料調査

既存の統計資料や関連する計画などを整理し、計画策定作業における基礎資料としました。

②市民アンケート

市民2,000名に対し、地域福祉に関する意識やニーズなどについて、選択肢式および自由記入欄を設けた調査票の配布・回収による調査を行いました。

③自治会アンケート

自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員を対象に、活動を行う上での課題や今後の地域活動のあり方について、選択肢式および自由記述欄を設けた調査票の配布・回収による調査を行いました。

④関係団体アンケート

地域で福祉に関する活動やボランティア活動を行う団体に対し、地域における課題や困りごと、既存のサービスでは対応困難な問題に対する支援などについて、選択肢式および自由記述欄を設けた調査票の配布・回収による調査を行いました。

⑤分野別課題調査

高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、生活困窮者支援分野の専門職に対し、それぞれの分野で感じる福祉課題やその改善のために必要なことなどについて、記述式の調査票の配布・回収による調査を行いました。（障がい者分野は第5次障がい者プラン策定時のデータを活用）

現状・課題の抽出、整理

地域福祉計画推進協議会

健康福祉部長・関係課長
による庁内組織

- 調査結果の検討・整理
- 計画素案の検討

地域福祉計画推進協議会部会

福祉課長・関係課実務者
による庁内組織

⑥関係課ヒアリング

第三次太宰府市地域福祉計画の進捗状況把握、各施策の検証および第四次太宰府市地域福祉計画策定に向けた状況把握のため、関係課のヒアリングを行いました。

地域福祉推進委員会

住民公募委員、地域の組織・団体、事業所等からの選出委員などによる第三者組織

- 計画素案の調査審議
- 地域福祉推進に関する事項の調査審議

市長より
計画素案の
諮問

パブリックコメントの実施

市長へ答申

第四次太宰府市地域福祉計画の策定・公表

第2章 地域福祉を取り巻く概況



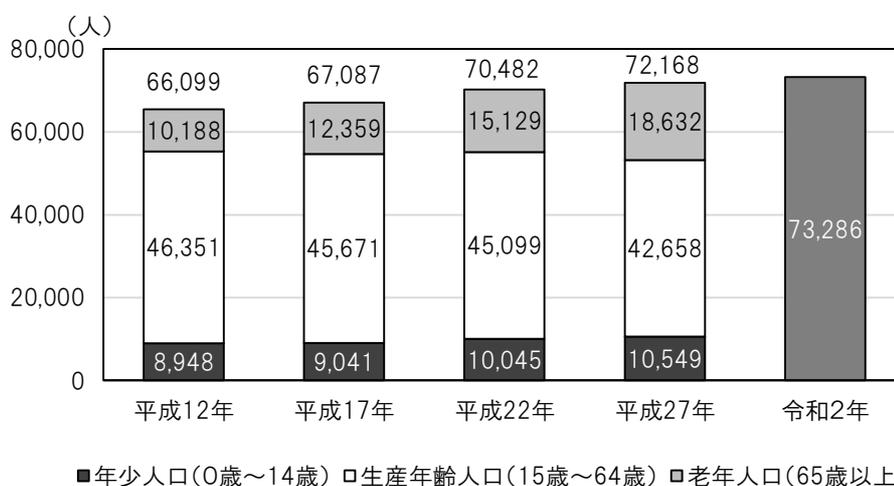
第1節 人口・世帯の状況

1. 人口構成の状況

※R2 国調確報値と入れ替え整理（11月予定）

本市の人口構成の推移をみると、総人口は増加傾向にあり、令和2年で73,286人となっています。年齢3区分別人口構成比の推移では、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口の割合は年々増加しており、平成27年時点で25.8%を占めています。

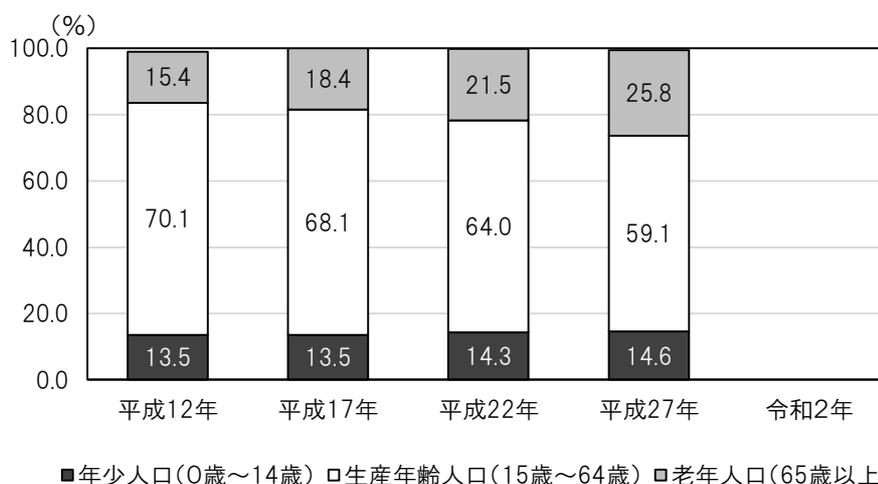
<年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※合計値は年齢不詳を含む

<年齢3区分別人口構成比の推移>



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2. 世帯構成の推移

※R2 国調確報値と入れ替え整理（11月予定）

世帯数の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、24,007世帯から31,001世帯へと6,994世帯増加しています。なかでも核家族世帯数の増加が顕著であり、平成12年から平成27年にかけて3,174世帯増加しています。また、単独世帯に占める高齢者ひとり暮らしの割合も年々増加しており、平成27年には単独世帯の32.7%を占めています。

しかし、世帯数が増加する一方で1世帯あたり人員は減少傾向となっており、令和2年で2.36人となっています。

また、ひとり親世帯数は増加傾向にあり、特に母子世帯の増加は顕著です。

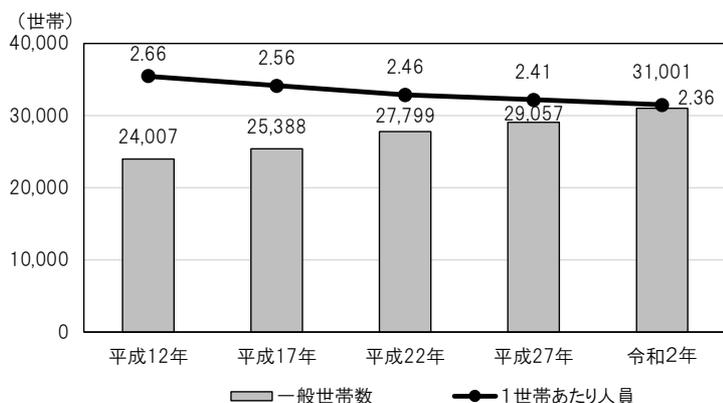
＜世帯構成の推移＞

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	24,007	25,388	27,799	29,057	31,001
親族世帯数	17,833	18,656	19,741	20,330	
核家族世帯数	15,403	16,284	17,617	18,577	
夫婦のみ	4,785	5,379	6,165	6,561	
うち、高齢夫婦のみ	2,068	2,513	3,160	3,962	
夫婦と子ども	8,681	8,755	9,024	9,346	
男親と子ども	277	281	313	347	
女親と子ども	1,660	1,869	2,115	2,323	
その他の親族世帯数	2,430	2,372	2,124	1,753	
非親族世帯数	106	139	263	226	
単独世帯数	6,068	6,593	7,785	8,493	
うち、高齢者ひとり暮らし	1,175	1,555	2,163	2,775	

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

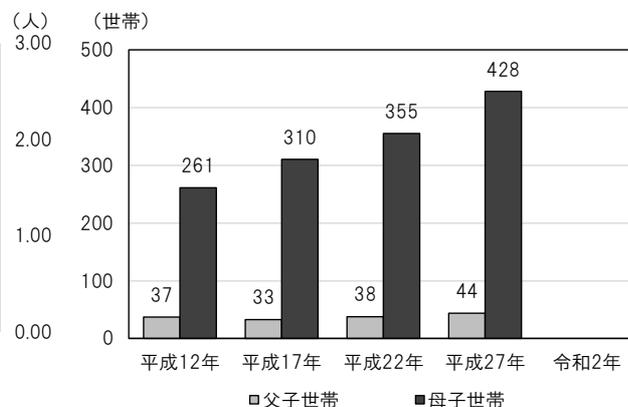
※平成22年と平成27年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

＜世帯数と1世帯あたり人員の推移＞



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

＜ひとり親世帯数の推移＞



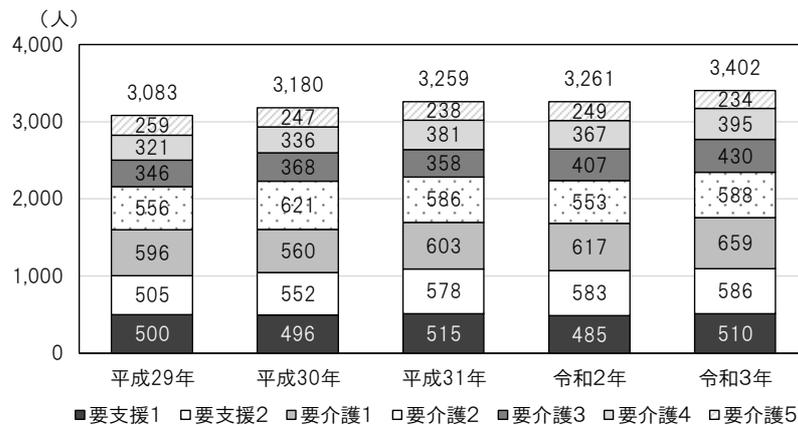
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

第2節 支援が必要な人たちの状況

1. 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者数の推移をみると、平成29年から令和3年にかけて319人増加しています。令和3年の内訳をみると、要介護1が659人と最も多く、次いで要介護2が588人、要支援2が586人となっています。また、令和3年時点で、比較的軽度を示す要支援1、要支援2、要介護1の割合は全体の51.6%を占めています。

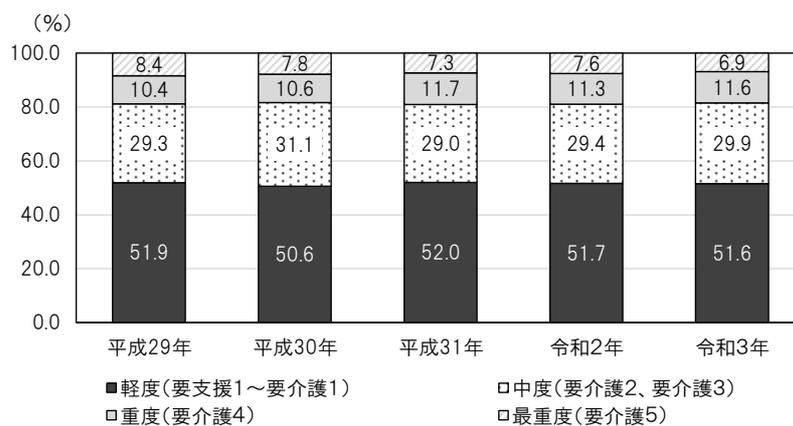
＜要介護（支援）認定者数の推移／人数【2号認定者含む】＞



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（各年3月31日現在）

（令和2年、令和3年のみ「介護保険事業状況報告」月報（各年3月31日現在））

＜要介護（支援）認定者数の推移／割合＞



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（各年3月31日現在）

（令和2年、令和3年のみ「介護保険事業状況報告」月報（各年3月31日現在））

※各割合は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

2. 障害者手帳所持者の状況

【身体障害者手帳所持者の状況】

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和3年で3,047人となっています。障がい程度別では、最も重度を示す1級が935人と最も多く、次いで4級が778人、3級が457人となっています。障がい種別では、肢体不自由が1,453人と最も多く、次いで内部障がい1,074人、聴覚・平衡機能障がい304人となっています。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
計		3,104	3,117	3,181	3,058	3,047
年代別	18歳未満	75	76	77	74	67
	18歳以上	3,029	3,041	3,104	2,984	2,980
障がい程度別	1級	1,030	1,036	1,014	957	935
	2級	417	409	390	386	391
	3級	438	438	459	453	457
	4級	743	752	801	770	778
	5級	219	216	233	226	221
	6級	257	266	284	266	265
障がい種別	視覚障がい	196	190	190	187	182
	聴覚・平衡機能障がい	270	278	302	283	304
	音声・言語・そしゃく機能障がい	27	28	30	30	34
	肢体不自由	1,557	1,543	1,542	1,481	1,453
	内部障がい	1,054	1,078	1,117	1,077	1,074

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

【療育手帳所持者の状況】

療育手帳所持者数の推移をみると、平成29年から令和3年にかけて106人増加しています。障がい程度別では、中・軽度を示すBの増加が顕著にみられます。

＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
計		424	453	475	504	530
年代別	18歳未満	177	157	175	182	188
	18歳以上	247	296	300	322	342
障がい程度別	A（重度）	203	206	207	220	221
	B（中・軽度）	221	247	268	284	309

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況】

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると年々増加しており、令和3年で663人となっています。障がい程度別に平成29年と令和3年を比較すると、2級は122人、最も軽度を示す3級は105人増加しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成29年から令和3年にかけて245人増加しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
計		434	486	547	617	663
年代別	20歳未満	22	25	32	38	46
	20～64歳	342	391	445	495	530
	65歳以上	70	70	70	84	87
障がい程度別	1級	32	33	33	37	34
	2級	271	305	334	360	393
	3級	131	148	180	220	236

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

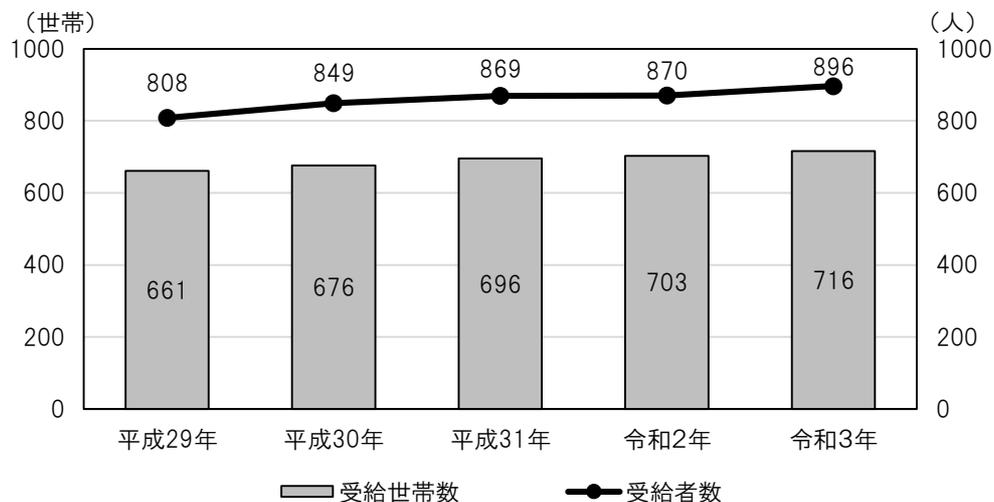
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	1,054	1,024	1,078	1,227	1,299

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

3. 生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯数・受給者数の推移をみると、受給世帯数、受給者数ともに年々増加しています。

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞



資料：太宰府市（各年3月31日現在）

4. 児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者数の推移をみると、平成29年から平成31年にかけて15人減少したものの、その後増加に転じ、令和3年で537人となっています。

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

単位：人

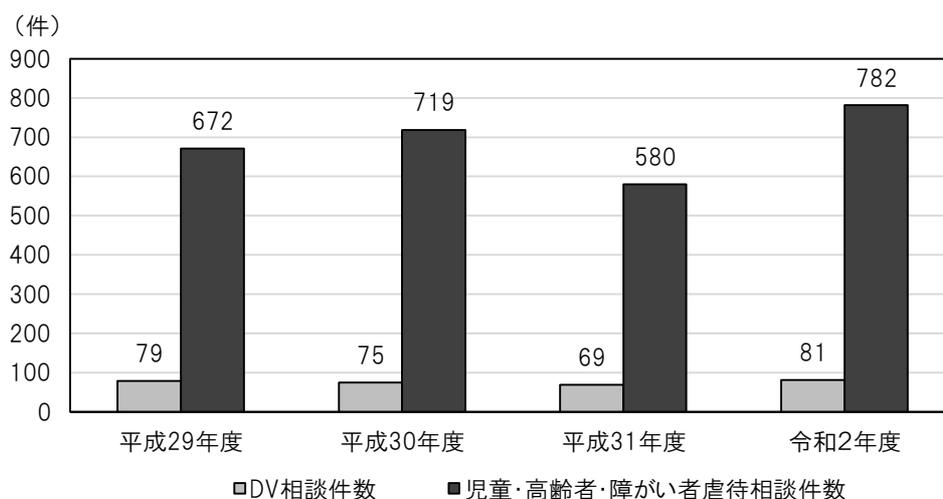
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
受給者数	530	529	515	537	537

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

5. その他の支援を必要とする人の状況

DV相談件数、児童・高齢者・障がい者の虐待相談件数の推移をみると、いずれも平成30年度から平成31年度にかけて減少したものの、令和2年度に再び増加に転じています。

＜DV相談件数、児童・高齢者・障がい者虐待相談件数の推移＞



資料：太宰府市（各年度合計件数）

第3節 社会資源の状況

主な社会資源の状況として、太宰府市内に所在する施設・事業所、ならびに人的資源と活動拠点を整理します。

1. 主な人的資源と活動拠点

(1) 自治会・子ども会・ボランティア団体等		単位：団体	
自治会	44	ボランティア団体	97
子ども会	40	NPO法人	37
自主防災組織	35		

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

(2) 人的資源		単位：人	
民生委員・児童委員	87	保護司	15
主任児童委員	8	家庭児童相談員	2
福祉委員	63	身体障がい者相談員	3
健康推進員	76	知的障がい者相談員	2
スポーツ推進委員	15	消防団員	227

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

(3) 活動拠点		単位：箇所	
共同利用施設	9	地域活性化複合施設	1
地区公民館	35	中央公民館	1
総合福祉センター	1	総合体育館	1
生涯学習センター	1		

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

2. 主な施設・事業所

(1) 高齢者福祉・介護分野		単位：箇所	
老人福祉センター	1	通所介護事業所	20
軽費老人ホーム	3	通所リハビリテーション事業所	6
地域包括支援センター	2	短期入所生活介護・療養介護事業所	5
介護老人福祉施設	5	地域密着型通所介護事業所	4
介護老人保健施設	1	認知症対応型共同生活介護事業所	6
介護医療院	1	小規模多機能型居宅介護事業所	3
居宅介護支援事業所	19	特定施設入居者生活介護事業所	4
訪問介護事業所	17	住宅型有料老人ホーム	8
訪問看護事業所	10	地域密着型介護老人福祉施設	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	訪問入浴介護事業所	1
サービス付き高齢者向け住宅	4	資料：太宰府市（令和3年5月31日現在）	

(2) 児童福祉・子育て支援分野		単位：箇所	
認可保育所（園）	14	小学校	8
幼稚園	5	中学校	6
届出保育施設	10	特別支援学校	1
子育て支援センター	1	児童発達支援事業所	9
地域子育て支援センター	3	放課後等デイサービス事業所	17
学童保育所	17	保育所等訪問支援事業所	2
病児保育施設	2	教育支援センター	1

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

(3) 医療機関		単位：箇所	
病院	4	歯科医院	32
診療所	44	資料：太宰府市（令和3年4月1日現在）	

(4) 高齢者福祉・介護分野		単位：箇所	
障がい者支援施設	2	生活介護事業所	4
共同生活援助事業所	9	短期入所事業所	3
居宅介護事業所	10	就労継続支援（A型）事業所	3
重度訪問介護事業所	8	就労継続支援（B型）事業所	4
行動援護事業所	1	相談支援事業所	8
同行援護事業所	4	資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）	

第4節 地域福祉計画の実施状況の評価

第三次地域福祉計画の施策の実施状況については、次のように評価できます。

5年間の総括や市民アンケート等の結果により、さまざまな課題も残されています。

1. 支援につながる仕組みづくり

成果	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者に対応する生活支援課を設置（平成29年度）・地域包括支援サブセンター開設（令和2年度）・子育て世代包括支援センター開設（令和2年度）・障がい者基幹相談支援センター開設（令和3年度）・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、不登校対策専任教員など相談体制強化・大学と連携したキャンパス・スマイル事業開始、第2つばさ学級開設、学習支援のためのタブレット端末導入など不登校児童生徒支援事業の充実
課題	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスの情報を得る方法がわからない人の割合が高い・支援機関の連携・コーディネート力の強化・複合的な課題を支援につなぐための仕組みづくり

2. 安全安心に暮らすための基盤づくり

成果	<ul style="list-style-type: none">・生活支援体制整備事業 第1層協議体(全市)に生活支援コーディネーター配置（平成30年度）・第2層協議体モデル地区（太宰府東中学校区）の設置、運営・自治会や大学で防災の講座・学習会の開催・福祉避難所運営マニュアル策定（令和2年度）・避難行動要支援者名簿 再整備（令和3年度）
課題	<ul style="list-style-type: none">・地域の担い手や福祉の専門的な人材の確保（ファミリー・サポート・センターのお助け会員、介護人材）・地域活動や地域福祉活動に積極的に参加しようとする人の割合に地域差がみられる・災害時に備えた支援、避難行動要支援者名簿の整備

3. 気軽に参加できる環境づくり

成果	<ul style="list-style-type: none">・福祉関係の行政出前講座を継続的に実施・認知症サポーター養成講座を実施・ゲートキーパー養成の体制整備・自治会加入率 93%を維持・長期計画によるバリアフリー整備（教育施設、道路）
課題	<ul style="list-style-type: none">・子ども会加入率の減少・困りごとを抱える人や認知症と思われる人への声かけについて、正しい対応方法がわからないことを理由に、避けたいと考える人が多い・60歳代で、参加するきっかけがないことを理由に、地域活動やボランティア活動に参加したいと思わない人が増加・公共施設や街なかのバリアフリーの促進

第3章 計画の考え方と取り組み



第1節 基本理念

太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和2年度～令和6年度）の基本目標のひとつである「太宰府型全世代居場所と出番構想」では、全世代が居場所と出番を持てるまちを目指し、市民一人ひとりが生きがいを持って活躍できる地域社会の実現に向けて施策を進めることとしています。

このような地域社会を実現するためには、行政はもちろんのこと、市民、自治会、ボランティア団体、NPO法人、事業者、関係機関などの多様な主体が積極的につながり、お互いに協力して地域の課題を解決していくことが重要です。

第四次地域福祉計画では、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方を踏まえながら、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携し、基本理念を「みんなで支え合い、居場所と出番を感じられる福祉のまちづくり」とします。

また、基本理念をよりわかりやすく表す合言葉（キャッチフレーズ）を、第三次地域福祉計画に引き続いて、「支え合う一人ひとりが主人公」とします。

みんなで支え合い、居場所と出番を感じられる

福祉のまちづくり

～ 支え合う一人ひとりが主人公 ～

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つを設定します。

1 よりそう

困りごとや課題が発生したときに、多くの人や機関が支え合うことで解決できる地域を目指します。そのために、日ごろから福祉や人権について知る機会を提供し、庁内や関係機関で連携した相談体制づくりを進めます。

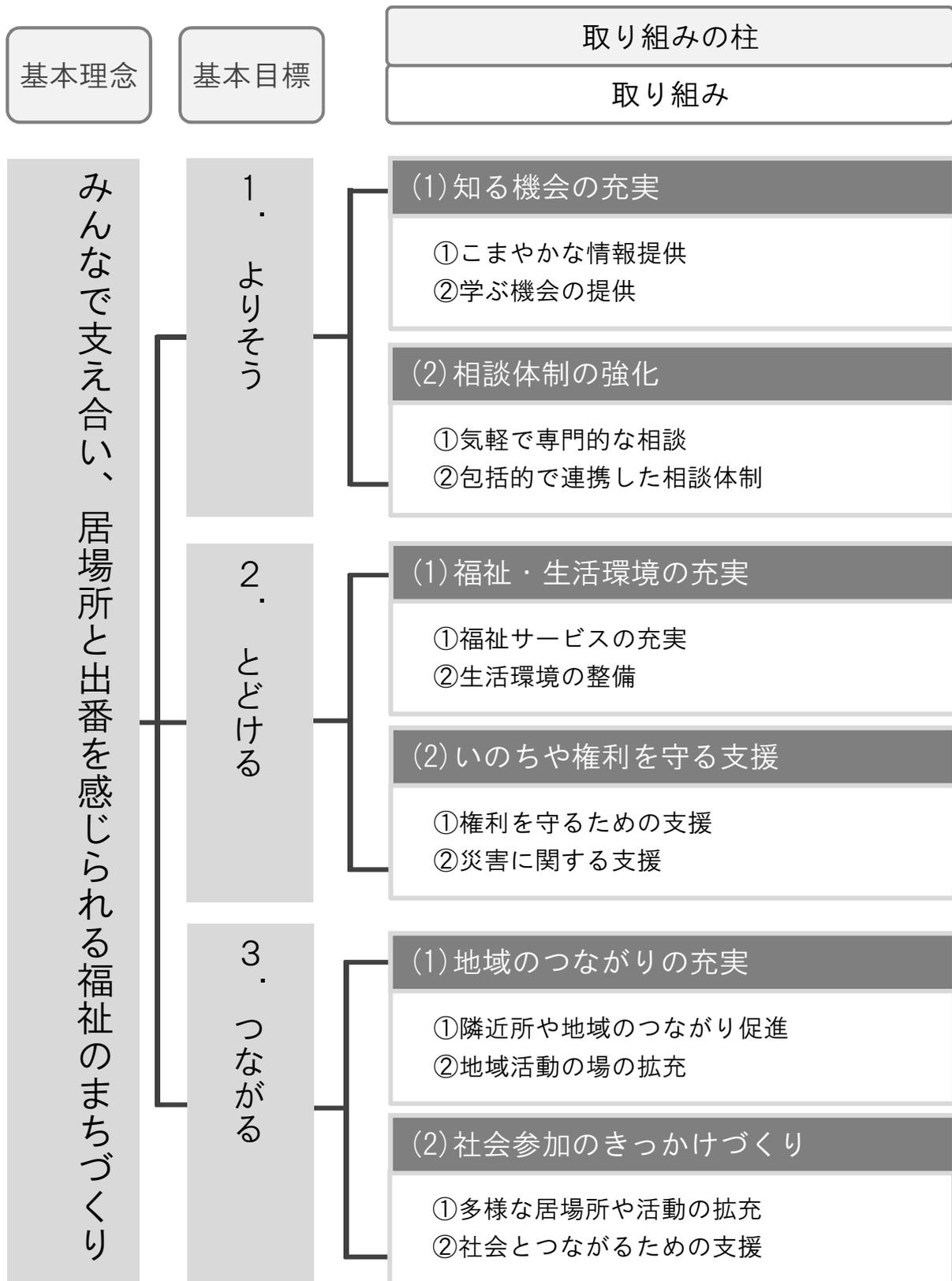
2 とどける

支援を必要とする人に適切な支援を届けて、誰もがいきいきと暮らせる地域社会を目指します。そのために、福祉サービスや生活環境を充実させて、防災や権利擁護などの観点から、いのちや権利を守るための施策を進めます。

3 つながる

誰もが地域や社会とつながりを持てる、温かいまちを目指します。そのために、隣近所や地域でのつながりや活動の場を活性化させるほか、より多くの人々が社会参加できるよう支援します。

第3節 取り組みの体系



第4節 目標別の取り組み内容

基本目標 1 よりそう

(1) 知る機会の充実

① こまやかな情報提供

現状と課題

● 市民アンケート

- ・ 福祉サービスの情報入手について、「情報を得る方法がわからない」(27.5%)が最も高い。
- ・ 前回調査と比較して、「市役所」「社会福祉協議会」から情報を入手する人の割合はそれぞれ17.9ポイント、8.3ポイント減少し、「情報を得る方法がわからない」は6.9ポイント増加。
- ・ 安心して福祉サービスを選択・利用するためには「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(62.1%)が最も高い。
- ・ 70歳以上の困りごとでは「自分や家族が認知症になったときの対応」(35.0%)が最も高い。

● 分野別課題調査

- ・ 【生活困窮者・子ども分野】制度や相談窓口を知らない人でも適切にサービスが利用できるよう、情報発信を図るとともに活用方法の周知が必要。
- ・ 【生活困窮者・高齢者分野】さまざまな支援制度の利用に抵抗を感じ、利用を控える人がいる。

● 第三次計画の課題

- ・ 福祉サービスの情報を得る方法がわからない人の割合が高い

取り組みの方針

- 広く市民に福祉に関する情報を届けられるよう、効果的な情報発信について検討します。
- 誰もが福祉サービスについて理解でき、必要としている人が適切にサービスを利用することができるように周知します。

②学ぶ機会の提供

現状と課題

●市民アンケート

- ・福祉に「とても関心がある」「やや関心がある」は合わせて78.9%。
- ・認知症と思われる人や困っている人への声かけについて、正しい対応がわからないため避けたいと考える人が多い(44.7%)。
- ・「子どもへの虐待など、近年クローズアップされている福祉問題について学ぶ必要がある」と考える人の割合は7.5ポイント増加。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】認知症に対する理解が深まっていない。
- ・【障がい者分野】健常者との交流が少ない。障がい者に対する誤った理解がある。

●第三次計画の課題

- ・困りごとを抱える人や認知症と思われる人への声かけについて、正しい対応方法がわからないことを理由に、避けたいと考える人が多い。

取り組みの方針

- 誰一人取り残さず、一人ひとりが尊重される社会の実現に向けて、人権や福祉について学ぶ機会を継続的に設けます。
- 隣近所や地域でのちょっとした助け合いや支援を促進するための取り組みについて検討します。

(2) 相談体制の強化

① 気軽に専門的な相談

現状と課題

● 市民アンケート

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大切なことでは、「身近なところでの相談窓口の充実」(38.5%)が2番目に高い。

● 分野別課題調査

- ・ 【子ども分野】 身近に相談できる人がおらず相談支援機関に来所している人が多い。より多くの人に気軽に立ち寄ってもらう場所となることが必要。
- ・ 【子ども分野】 子育てにおける孤立化を解消するため、気軽に相談できる場所の提供や案内等の周知が必要。専門性をもった話しやすい相談員も必要。
- ・ 【高齢者分野】 1人で抱え込むような環境をつくらない取り組みが必要。介護に対して何か問題が起きたときに気軽に相談できる相手を地域内につくると良い。
- ・ 【障がい者分野】 重要な課題、問題を多く抱えており、相談体制の広がりや専門性の高い多様な視点からのサポートの充実が求められる。

● 第三次計画の課題

- ・ 地域の担い手や福祉の専門的な人材の確保（ファミリー・サポート・センターのお助け会員、介護人材）

取り組みの方針

- 各種相談支援機関において、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを推進します。
- 福祉課題を抱えている人に対して速やかに適切な支援ができるよう、各分野の専門職を活用し、きめ細かな相談支援を展開します。

②包括的で連携した相談体制

現状と課題

●市民アンケート

- ・相談支援の充実については、「福祉の総合相談窓口の設置」（44.8%）を求める人の割合が最も高い。
- ・地域の支え合いを促進するために重要なこととして「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」（23.3%）が2番目に高い。

●分野別課題調査

- ・【子ども分野】児童虐待防止にあたり、早期に発見・対応することができるよう、児童を見守る支援者による顔の見えるネットワークづくりを推進することが大切。
- ・【高齢者・生活困窮者分野】障がい等を理由に生活に困っている場合もあれば、自立が可能な状態にありながら困窮している場合もあり、複雑な課題の見極めが難しい。

●第三次計画の課題

- ・支援機関の連携・コーディネート力の強化
- ・複合的な課題を支援につなぐための仕組みづくり

取り組みの方針

- 支援機関の連携とコーディネート力の強化により包括的に相談・支援を行う体制づくりを進めます。
- 複合的な課題を支援につなぐための仕組みづくりを進めます。

基本目標 2 とどける

(1) 福祉・生活環境の充実

①福祉サービスの充実

現状と課題

●市民アンケート

- ・子どもたちやその家族が住みよいまちづくりで重要なことについて、「育児に関する手当や子どもの医療費助成など、経済的な支援の充実」(35.3%)、「男女ともに家事・育児に参加する意識づくり」(32.7%)、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」(32.0%)が高い。
- ・高齢者が住みよいまちづくりで重要なことについて、「健康づくりや医療体制の充実」(38.9%)、「在宅福祉サービス(ホームヘルプ・デイサービスなど)の充実」(37.1%)、「入所施設(特別養護老人ホームなど)の充実」(32.9%)が高い。
- ・障がいのある人が住みよいまちづくりで重要なことについて、「職業訓練や働く場の充実」(35.4%)、「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」(34.2%)が高い。

●分野別課題調査

- ・【生活困窮者分野】生活保護や貸付制度、その他の困窮者支援制度の対象に該当しないものの、生活に困難をきたす制度の狭間にある人への支援が課題。

取り組みの方針

- 支援を必要としている人が適切にサービスを利用できるよう、各種サービスの提供に努めます。
- 社会福祉法人と連携して、既存の制度では十分に対応できないサービス等の提供体制の確保に努めます。

②生活環境の整備

現状と課題

●市民アンケート

- ・ 普段の買い物の方法について 70 歳代では「自分で自動車・バイクを運転」、80 歳以上では、「徒歩」が 50%以上で最も高い。また、「家族や親戚の協力」も 20%台。
- ・ 福祉に関わる地域活動やボランティア活動への参加意向について、「高齢者福祉(声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援 など)」は 2 番目に高く、前回調査と比較して 7.2 ポイント増加。

●分野別課題調査

- ・【子ども分野】子育て中の妊産婦や出産後の家庭の買い物や外出時のサポートが求められる。
- ・【高齢者分野】ひとり暮らしの高齢者や車の運転が困難な高齢者の買い物や通院などの外出移動が課題となっている。
- ・【高齢者分野】地域での見守りを兼ねて、ごみ出しや草取り、簡単な家事などの定期的な声かけがあると良い。
- ・【障がい者分野】活動を通してよく聞く困りごとでは、「買い物へ行くのに不便を感じている」(41.5%)が最も高い。

●第三次計画の課題

- ・ 公共施設や街なかのバリアフリーの促進

取り組みの方針

- 買い物や移動支援などの生活に関する取り組みについて検討します。
- 施設や街なかのバリアフリー化を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

(2) いのちや権利を守る支援

①権利を守るための支援

現状と課題

●市民アンケート

- ・成年後見制度の認知度については、「名前は聞いたことがある」(44.1%)が最も高い。「まったく知らない」は26.4%。
- ・成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」「利用するつもりはない」が高く、「制度をよく知らないから」が主な理由となっている。

●分野別課題調査

- ・【子ども分野】児童虐待防止のための大切な取り組みとして、「地域の見守り体制」(約20件)、「保護者の身体的、精神的負担の軽減」(約8件)、「早期の通報・通告につながる取り組み」(約8件)への意見が多い。
- ・【高齢者分野】家族同居・近居だからこそ、「自分たちで何とかしなければ」という思いから家族介護者が精神的に追い詰められ、虐待につながるケース等もある。

取り組みの方針

- 子どもや高齢者、障がいのある人等に対する虐待やDVの未然防止、早期発見など、いのちや権利を守るための支援の充実を図ります。
- 住民一人ひとりの権利が尊重される社会の実現に向けて、成年後見制度の周知や権利擁護のための取り組みを推進します。

②災害に関する支援

現状と課題

●市民アンケート

- ・災害への備えとして重要だと思うことについて、「自分や同居する家族の避難方法や避難場所の確認」(59.9%)、「災害に備え緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」(43.3%)が高い。
- ・災害発生時の不安について、20歳代では「安全な避難経路がわからないこと」(28.4%)、80歳以上では、「素早く避難できないこと」(41.2%)が他の年代に比べ高い。
- ・70歳以上の困りごととして、「避難や安否確認など災害への備えが不安」(23.9%)が2番目に高い。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】災害時の円滑な避難、支援活動のために大切なことについては、「日ごろの防災活動、避難訓練や避難体制」(33件程度)への意見が多い。
- ・【障がい者分野】見た目ではわからない障がいの場合、災害時、気付かれずに遅れてしまう可能性が高い。

●自治会アンケート

- ・「避難行動要支援者避難支援制度」の活用を呼びかけているが、なかなか希望者がいない。
- ・災害への備えについては、定期的な防災訓練の開催と併せて日常的に地域内で声掛けをするなど、日ごろからのコミュニケーションが必要。

●第三次計画の課題

- ・災害時に備えた支援、避難行動要支援者名簿の整備

取り組みの方針

- 災害時に支援を必要とする人たちが円滑に避難行動をとれるようにさまざまな取り組みを進めます。
- 日常的な見守り活動と防災活動の連携を図ります。

基本目標 3 つながる

(1) 地域のつながりの充実

①隣近所や地域のつながり促進

現状と課題

●市民アンケート

- ・近所づきあいの程度について、「親しくおつきあいしているお宅がある」割合は、20～60歳代で2割未満、70歳以上で3割台と差がある。
- ・近所づきあいが希薄な理由として、「かかわる機会や時間がないから」(42.2%)が最も高い。
- ・困りごとを抱えた人から助けを求められたとき、「対応したい」「できるだけ対応したい」人は合わせて7割以上。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】地域での取り組みとして、「日ごろからの声掛け、見守りについて」(約24件)、「地域の高齢者や障がいのある人の把握について」(約20件)への意見が多い。

●自治会アンケート

- ・地域活動を活性化するには、日ごろからの見守り、声かけ、気にかけてあう雰囲気大切。

取り組みの方針

- 隣近所や地域の人たち同士でのかかわりを深め、孤立する人をつくらない地域づくりを促進します。
- 地域とのつながりを広げるために、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。

②地域活動の場の拡充

現状と課題

●市民アンケート

- ・住民が福祉について理解を深めるために必要なこととして、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」(33.4%)が前回調査より10.3ポイント減少。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】高齢者の孤立化解消に大切なこととして、「趣味活動、サロン活動など居場所づくり」(約24件)への意見が多い。

●関係団体アンケート

- ・地域で課題に感じることとして「世代間の交流が少ない」(63.4%)が最も高い。
- ・団体として市に望む支援として、「活動上必要な情報の提供」(43.9%)、「活動資金支援」(22.0%)などが高い。
- ・団体として市に望む支援として、「リーダーの養成支援」(39.0%)が2番目に高い。

●自治会アンケート

- ・自主的な地域活動の活性化のためには、地域での交流の場を開設するなど、活動内容や人との交流の楽しさを知ってもらうことが大切。
- ・活動上の課題として「管理者・役員のなり手がいない」(45.1%)、「新規メンバーの加入が少ない」(38.6%)などが高い。
- ・自治会の担う役割も増えており、支援体制構築などにあたり、人材確保が必要。

●第三次計画の課題

- ・地域活動や地域福祉活動に積極的に参加しようとする人の割合に地域差がみられる。

取り組みの方針

- 身近な地域の中での支え合いの促進のため、地域の実情に応じて、地域の交流の場や居場所づくりを推進します。
- 地域の担い手やリーダー役となる人材の育成の取り組みを検討します。

(2) 社会参加のきっかけづくり

① 多様な居場所や活動の拡充

現状と課題

● 市民アンケート

- ・ 地域活動への参加状況は「活動したことがない」(49.2%)が最も高く、参加したくない理由として、60歳代では、「参加するきっかけがないから」の割合が増加。
- ・ 地域活動への参加状況について「現在活動している」は15.8%。活動分野は「自治会の活動」「子ども会・PTAの活動」「長寿クラブ(老人クラブ)の活動」が大半を占める。

● 分野別課題調査

- ・ 【子ども分野】子どもや子育て中の家族を取り巻く地域の現状について、地域や子育て家庭同士のつながりが課題であるという意見が多い(20件)。

● 第三次計画の課題

- ・ 子ども会加入率の減少
- ・ 60歳代で、参加するきっかけがないことを理由に、地域活動やボランティア活動に参加したいと思わない人が増加

取り組みの方針

- 関係機関と連携して、さまざまな立場の人が安心して過ごせる場所の拡充を図ります。
- 誰もが役割や生きがいを感じられるように、興味や関心、関連のある活動に参加する機会の充実を図ります。

②社会とつながるための支援

現状と課題

●市民アンケート

- ・生活困窮の問題に対する支援について、「職業相談・相談」(55.0%)、「就労のための訓練」(44.5%)が必要だと思う人が多い。

●分野別課題調査

- ・【生活困窮者分野】生活困窮者に対して、地域でのつながりづくりや孤立防止が大切である。

●関係団体アンケート

- ・地域とのつながり、かかわり合いを好まない人への支援の在り方が難しい。

●自治会アンケート

- ・孤独死やひきこもりの人への対策として、地域住民の交流やレクリエーションなどお互いに知り合いになれるような取り組みがあればよいと思う。

取り組みの方針

- 就職氷河期世代や退職後の高齢者など就労を希望する人に対して支援を行い、社会とつながるきっかけをつくれます。
- ひきこもりの状態にある人や社会とのかかわりが希薄な人の孤立を防ぐ取り組みを行います。

第4章 成年後見制度利用促進基本計画



1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることが明記されたほか、市町村の講じる措置として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においては、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と太宰府市成年後見利用促進基本計画を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

2. 現状と課題

(1) 本市における成年後見制度の利用実績

- 本市の成年後見制度利用者数は110人台で推移しています。そのうち、判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ選んだ後見人との間で契約を結ぶ任意後見は令和元年、令和2年ともに0人となっています。

＜成年後見制度の利用実績＞

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
成年後見制度利用者数	110	117	119	114
後見	109	116	119	114
任意後見	1	1	0	0

資料：福岡家庭裁判所（各年12月31日現在）

- 制度の利用を希望する人のなかで、身寄りがいないなどの理由で申立が困難な場合には市長により家庭裁判所に申立て手続きが行われます。平成29年度以降の本市の市長申立件数の推移をみると、障がい者は一貫して0人となっており、高齢者も低い数値で推移しています。

＜成年後見制度市長申立事業＞

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
市長による 申立件数	高齢者	1	2	4	0
	障がい者	0	0	0	0

資料：太宰府市（各年度合計数）

(2) 市民アンケートからわかる現状

- ・ 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」「名前は聞いたことがある」の割合が全体の6割以上を占め、少なくとも6割以上の人々が制度の名称については理解しているという結果になりました。
- ・ 制度の利用については「制度をよく知らないから」「後見人であっても他人に財産など個人的なことに関わってほしくないから」等の理由により、制度の利用を忌避する意見もみられます。

(3) 本市における課題

今後の健康状態や家族の高齢化等の必要に応じて、誰もが安心して成年後見制度を利用することができるよう、市民への周知を図り、正しい理解の普及・啓発をすすめることが課題となっています。

3. 基本方針

本市では、成年後見制度をはじめとするさまざまなサービスを掲載した高齢者支援パンフレットの配布や弁護士による成年後見制度に関する相談受付等、制度および事業の普及・啓発活動に努めていますが、制度や後見人への市民の関心は低い状況となっています。

しかし、市内の高齢者や障害者手帳所持者は年々増加しており、今後もサービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助等権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが考えられます。

そこで、太宰府市成年後見制度利用促進基本計画では、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、成年後見制度のさらなる啓発および円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

4. 具体的な取り組み

(1) 地域連携ネットワークの構築

(2) 成年後見制度の周知と市民後見人の育成

(3) 成年後見制度の利用支援